

島根県報

第一、三八〇号

平成十四年六月二十八日

(金曜日)

目次

告示

生活保護法の規定による介護機関の指定(二件)	(長寿社会課)	一
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	二
土地改良区の役員の住所の変更	"	二
土地改良区の定款変更の認可	"	三
県営土地改良事業計画の変更	"	三
県営土地改良事業の工事の完了	"	三
林業改善資金の貸付けに係る償還金の収納事務の委託の一部改正	(林業管理課)	三
漁船損害等補償法の規定に基づく付保義務の発生	(漁業管理課)	四
電線共同溝を整備すべき道路の指定	(道路整備課)	四
社団法人全国公営住宅火災共済機構の経営状況の公表	(管財課)	四

島根県告示第六百十六号

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	実施する事業
出雲勤労者健康管理協会		出雲市塩冶町一五三六一	短期入所療養介護
訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所	名称	所在地	指定年月日
	出雲市民病院	出雲市塩冶町一五三六一	平成十四年四月一日

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

告示

島根県告示第六百十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十四年六月二十八日

島根県知事 澄田信義

開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 五

特定調達公告 (道路整備課) 五

除雪トラック等の購入に係る一般競争入札の実施 (道路整備課) 五

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則 (七) 七

議事告示 (七) 七

島根県議会議事規則の一部改正 (八) 八

雑報 (八) 八

公益信託しまね女性ファンドの第十期の信託事務及び信託財産の状況 (八) 八

平成十四年六月二十八日

島根県知事 澄 田 信 義

介護機関の名称	実施する施設	所在地	指定年月日
出雲市民病院	介護療養型医療施設	出雲市塩冶町一五三六一一	平成十四年四月一日

島根県告示第六百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十四年六月二十八日

島根県知事 澄 田 信 義

邑智郡瑞穂町土地改良区

一 就任した役員の氏名及び住所

理事

- 北野 正樹 邑智郡瑞穂町大字市木二六〇番地
- 森脇 敏男 邑智郡瑞穂町大字鱒淵二二五番地五
- 山田 勇人 邑智郡瑞穂町大字下亀谷二九六番地
- 住金 昭義 邑智郡瑞穂町大字上田所四三番地四
- 上田 三男 邑智郡瑞穂町大字上田所一〇五四番地
- 佐貫 昭雄 邑智郡瑞穂町大字三日市五二七番地
- 三浦 正毅 邑智郡瑞穂町大字岩屋四八二番地
- 森脇 幸徳 邑智郡瑞穂町大字高見三三七番地
- 町田 正人 邑智郡瑞穂町大字伏谷四三三番地
- 柘植 正範 邑智郡瑞穂町大字原村一一番地
- 岸根 喜行 邑智郡瑞穂町大字布施四六一番地
- 澤田 隆之 邑智郡瑞穂町大字下田所九〇〇番地

- 木村 榮士 邑智郡瑞穂町大字上原一〇六番地
 - 植田 利助 邑智郡瑞穂町大字市木四一九番地八
 - 荒瀬 寛信 邑智郡瑞穂町大字下田所三七二番地一
- 二 就任年月日
平成十四年四月六日
- 三 退任した役員の氏名及び住所

- 北野 正樹 邑智郡瑞穂町大字市木二六〇番地
- 日高 昇 邑智郡瑞穂町大字鱒淵一六二〇番地一
- 山田 勇人 邑智郡瑞穂町大字下亀谷二九六番地
- 日野 秋義 邑智郡瑞穂町大字下田所四一五番地
- 上田 三男 邑智郡瑞穂町大字上田所一〇五四番地
- 佐貫 昭雄 邑智郡瑞穂町大字三日市五二七番地
- 三浦 正毅 邑智郡瑞穂町大字岩屋四八二番地
- 森脇 幸徳 邑智郡瑞穂町大字高見三三七番地
- 町田 正人 邑智郡瑞穂町大字伏谷四三三番地
- 兼崎 修三 邑智郡瑞穂町大字和田四三二番地一
- 岸根 喜行 邑智郡瑞穂町大字布施四六一番地
- 澤田 隆之 邑智郡瑞穂町大字下田所九〇〇番地
- 木村 榮士 邑智郡瑞穂町大字上原一〇六番地
- 石橋 博 邑智郡瑞穂町大字市木一六三〇番地
- 川本 春一 邑智郡瑞穂町大字上亀谷三〇番地

島根県告示第六百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次の土地改良区から役員の変更の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成十四年六月二十八日

島根県知事 澄 田 信 義

邑智郡瑞穂町土地改良区
住所を変更した役員の氏名及び住所

理事の別	氏名	住 所	
	山田 勇人	変更前	邑智郡瑞穂町大字下亀合三〇七番地
変更後	邑智郡瑞穂町大字下亀合二九六番地		

島根県告示第六百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、大田市久手町土地改良区の定款変更を平成十四年六月二十日付けで認可した。

平成十四年六月二十八日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第六百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、小田地区を受益地域とする農道事業（県営一般農道整備事業）の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更にも異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出られたい。

平成十四年六月二十八日

島根県知事 澄 田 信 義

一 縦覧に供する書類の名称

小田地区農道事業（県営一般農道整備事業）変更計画書の写し

二 縦覧の期間

告示の日から二十一日間

三 縦覧の場所
多伎町役場

島根県告示第六百二十一号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の二第三項の規定により告示する。

平成十四年六月二十八日

島根県知事 澄 田 信 義

事業名	完了年月日
本庄地区区画整理事業（県営は場整備事業）	平成十三年十二月二十五日

島根県告示第六百二十二号

林業改善資金の貸付けに係る償還金の収納事務の委託（昭和五十七年島根県告示第十三十六号）の一部を次のように改正する。

平成十四年六月二十八日

島根県知事 澄 田 信 義

表中	伯太町	能義郡伯太町大字母里三二	伯太町森林組合	昭和六十一年一月十七日
	広瀬町	能義郡広瀬町大字広瀬七七四	広瀬町森林組合	昭和五十四年九月十日

安来市	能義郡広瀬町広瀬一八二二	しまね東部森林組合	平成十四年四月一日
広瀬町			
伯太町			

に、

を

木次町	大原郡木次町大字木次一〇一三	木次町森林組合	昭和六十一年三月二十六日
大東町	大原郡大東町大字大東二一九三一	大東町森林組合	昭和五十二年三月二十二日
加茂町	大原郡加茂町大字加茂中一〇四〇一	加茂町森林組合	昭和五十二年三月二十二日

木次町 大東町 加茂町	大原郡木次町大字山方一三五八一	大原郡森林組合	平成十四年四月一日
-------------------	-----------------	---------	-----------

を
に改める。

島根県告示第六百二十三号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条の二第二項の規定による

道路の種類	路 線 名	区	間
県 道	矢尾今市線	出雲市大塚町二一〇八番三地先から同町七九六番三地先まで	上り線又は下り線の別 指定年月日
			平成十四年六月二十八日

公 告

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の二第二項の規定により、社団法人全国公営住宅火災共済機構から平成十三年度の経営状況について次のとおり通知があったので、同条第三項の規定により公表する。

平成十四年六月二十八日

島根県知事 澄 田 信 義

一 事業実績

- 加入都道府県市区町村会員数 一、二八六
- 加入戸数 八九〇、三四七戸
- 共済契約金額 五、七三九、九九五、五一九、〇〇〇円
- 火災共済掛金 一、〇九八、二六八、四三三円
- 被災戸数 四〇七戸
- 火災共済給付金 三七六、五〇二、五八八円
- 復興建築助成戸数 二五八戸
- 復興建築助成金 一一七、二〇一、一七八円
- 住宅防火施設整備補助会員数 九九

届出を審査した結果、次の加入区について、同法第百十二条第一項の規定による同意があったと認めたので、同法第百十二条の二第三項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和二十七年農林省令第十八号）第二十六条の三の規定により告示する。

平成十四年六月二十八日

御津加入区（御津漁業協同組合）

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第六百二十四号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定に基づき、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第四項の規定により告示する。

平成十四年六月二十八日

島根県知事 澄 田 信 義

住宅防火施設整備補助金 二五、八五〇、六〇〇円
 住宅災害見舞戸数 八〇戸
 住宅災害見舞金 一、八八〇、〇〇〇円

二 収支計算

(一) 収入

火災共済掛金収入 一、〇九八、二六八、四三五円
 建物管理の部収入 五五、二六八、一三〇円
 その他の収入 三二四、三五六、五二五円
 当期収入合計(A) 一、四七七、八九三、〇九〇円
 前期繰越収支差額 五一、一三四、八三三円
 収入合計(B) 一、五二九、〇二七、九三三円

(二) 支出

事業費 五七〇、九四八、二五七円
 管理費 二二八、七四四、九二〇円
 建物管理費 二四、八五二、一五二円
 特定預金等支出 六三一、〇九〇、六〇七円
 当期支出合計(C) 一、四五五、六三五、九三六円
 当期収支差額(A) - (C) 一一二、二五七、一五四円
 次期繰越収支差額(B) - (C) 七三、三九一、九八七円

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十四年六月二十八日

島根県知事 澄田信義

一 開発区域

安来市荒島町字猪子塚一六九〇番二 外四筆
 面積 二、一七一・六六平方メートル

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取県米子市夜見町三〇八一番地十一
 株式会社 中海葬儀社 代表取締役 小野幸男

特定調達公告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により公告する。

平成14年6月28日

島根県知事 澄田信義

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称、配車先及び数量
- ① 除雪トラック(7t専用車)、1台、木次土木建築事務所
- ② 除雪ドーザ(13t級)、1台、川本土木建築事務所
- ③ 除雪グレーダ(4.0m級)、1台、浜田土木建築事務所
- ④ 凍結防止剤散布車(2.5m³)、1台、仁多土木事務所
- ⑤ 小型除雪車(1.3m級)、1台、仁多土木事務所
- ①~⑤については、それぞれの入札とする。
- (2) 調達をする物品等の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
すべて、平成14年11月29日(金)
- (4) 納入場所
それぞれの配車先の土木建築(土木)事務所長が指定する場所
- (5) 入札方法
落札の決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の5パーセントに相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金

報 告 根 拠

額を入札書に記載すること。

2 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 地方県税を滞納していない者であること。

(3) 平成13年及び平成14年に島根県において発注する物品の製造の請負及び売買に係る競争入札の参加資格等（平成12年島根県告示第784号）において、大分類「5 車両船舶類」中分類「(1)車両類」に登録され、A等級に各付けされた者であること。

(4) 「物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格者指名停止措置要領（平成13年1月23日付会発第149号）」に基づき入札参加資格者指名停止措置を受けていないこと。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒690—8501 島根県松江市殿町 8 番地

島根県土木部道路整備課路政係

電話 0852—22—6046

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

平成14年 6 月28日から平成14年 7 月25日までの間、上記(1)の場所において交付する。

(3) 入札説明会

実施しない。

(4) 入札書の受領期限

平成14年 8 月 9 日（金）午前10時00分

(5) 開札の日時及び場所

日時：平成14年 8 月 9 日（金）午前10時から

場所：島根県松江市殿町 1 番地 島根県庁会議棟第 3 会議室

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、その者が見積もった契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号に該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号に該当する場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、封印した入札書を受領期限までに提出しなければならぬが、入札参加資格を有することを確認する書類については、入札書の提出に先立ってあらかじめ提出するものとする。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、あるいは入札者に求められる義務を履行しなかったときその他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した物品調達を履行できると知事が判断した資料を添付して入札した者であって、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

① Snow Removing Truck in the 7ton class : 1

② Tractor with Snow Plow in the 13ton class : 1

③ Snow Removing Motor Grader in the 4.0meters class : 1

④ Chemical Spreading Vehicle in the 2.5m³ class : 1

- ⑤ Rotary Snow Plow in the 1.3meters class : 1
- (2) Bid tendering date and time : 10:00 a.m.,August 9,2002
- (3) Contact point for the notice : Road Maintenance Division, 8 Tono-machi, Matue-shi, SHIMANE, 690-8501 JAPAN phone : 0852-22-6046

公安委員会規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年 6 月28日

島根県公安委員会委員長 古 瀬 章

島根県公安委員会規則第13号

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則
島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
別表風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の項中

第 9 条第 2 項 許可の通知

を

第 9 条第 2 項	許可の通知
第 9 条第 2 項	風俗営業管理者証の交付

に、

第14条第2項 相続等の不承認通知

を

第14条第2項	相続等の不承認通知
第18条第3項	風俗営業管理者証の受理
第18条第4項	風俗営業管理者証の交付
第18条第4項	風俗営業管理者証の書換え

に改める。

附 則

この規則は、平成14年 7 月 1 日から施行する。

議 会 告 示

島根県議会告示第二号

島根県議会議規則（昭和三十四年島根県議会議会告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成十四年六月二十八日

島根県議会議長 田 中 健 二

目次中「第十五章 補則（第百十九条）」を

「第十五章 議員の派遣（第百十九条）」に改める。

第十六条 補則（第百二十条）」に改める。

第一条中「事故」を「公務、疾病、出産その他の事故」に改める。

第三条中「招集地」を削り、「定め」を「定めたときは」に改める。

第十三条中「招集地における議員の宿所若しくは連絡所」を「議員の住所（第三条（宿所又は連絡所の届出）の規定による届出をした者にあつては、当該届出の宿所又は連絡所）」に改める。

第七十二条を次のように改める。

（委員の派遣）

第七十二条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、委員会の議決でこれを決定する。

2 前項の規定により、委員の派遣を決定したときは、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならぬ。

3 委員長は、委員を派遣した場合その結果を委員会において報告することができる。

第八十六条第一項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、押印」を「及び請願者の住所（法人の場合にはその所在地）を記載し、請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印」に改める。

第十五章中第百十九条を第百二十条とし、同章を第十六章とし、第十四章の次に次の一

毎週火・金曜日発行

章を加える。

第十五章 議員の派遣

(議員の派遣)

第百十九条 法第百条第十二項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

3 議長は、議員を派遣した場合その結果を会議において報告することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

雑 報

公益信託しまね女性ファンド(第十期) 信託事務及び信託財産の状況は次のとおりであるので、信託法(大正十一年法律第六十二号)第六十九条第二項及び知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(平成三年島根県規則第四十一号)第六条の規定に基づき公告する。

平成十四年六月二十八日

公益信託しまね女性ファンド受託者

東京都千代田区永田町二丁目二番一号

三菱信託銀行株式会社

一 信託事務の概要

島根県の女性を主たる構成員とする団体により行った、魅力ある地域づくり活動十二事業に対して計二、四九七、〇〇〇円、男女共同参画社会づくり活動四事業に対して計一、〇五〇、〇〇〇円、次代を担う人づくり活動八事業に対して計一、〇二三、〇〇〇円、水と緑豊かな環境づくり活動四事業に対して計六八〇、〇〇〇円、合計二十八事業五、二四〇、〇〇〇円の助成金給付を行った。

二 信託財産の状況(平成十四年三月三十一日現在)

資産合計	金四六八、五六三、三四二円
負債合計	〇円
正味信託財産	金四六八、五六三、三四二円

平成十四年六月二十八日印刷
平成十四年六月二十八日発行

発行者 島 根 県

発行所 松江市殿町松島根県庁
松江市学園南松陽印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)